

平成 17 年 5 月 17 日

委員謝金の支払い基準等に係わる提案

1. 謝金の支払要領

会議等に係わる謝金の支払要領を以下のようにし、委員会運営コストの削減を図ることとしたい。

※変更点：従来、現地視察のみ 50%支給としてきたが、検討会、学習会についても同様の扱いとする。

①会議別支給基準

会議種類	規約上の位置づけ	支給率 (対時間)	備考
委員会	第 3 条 1 項	100%	
運営会議	第 4 条 1 項	100%	
部会	第 5 条 1 項	100%	
ワーキンググループ	第 6 条 1 項	100%	
検討会	第 3 条 7 項・第 5 条 6 項	50%	
学習会	第 3 条 7 項・第 5 条 6 項	50%	
現地視察	第 3 条 7 項・第 5 条 6 項	50%	
住民意見聴取	第 8 条 9 項	100%	
住民対話討論会	第 8 条 9 項	100%	河川管理者主催

※上記以外については、運営会議で検討する。

②支給対象委員

会議	支給対象委員	備考
委員会	全委員	
運営会議	委員長、副委員長、部会長、部会長の代理として出席する副部会長、および委員長から出席要請を受けた委員	
部会	部会委員、委員長・副委員長、および部会長から出席要請を受けた委員	
ワーキンググループ(WG)	WG メンバー委員、委員長・副委員長、および WG リーダーから出席要請を受けた委員	
検討会	中心となる会議(委員会、部会等)の基準に準拠する	
学習会	中心となる会議(委員会、部会等)の基準に準拠する	
現地視察	中心となる会議(委員会、部会等)の基準に準拠する	
住民意見聴取	中心となる会議(委員会、部会等)の基準に準拠する	
住民対話討論会	河川管理者から出席要請を受けた委員	河川管理者主催

※上記以外については、運営会議で検討する。

③その他

- ・謝金支給積算時間は、会議等の実時間ではなく予定時間とする(特別な延長以外は、支給対象としない)。
 - ・予定時間の半分に満たない出席者については、予定時間による積算の 50%を支給する。
- 以上